

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

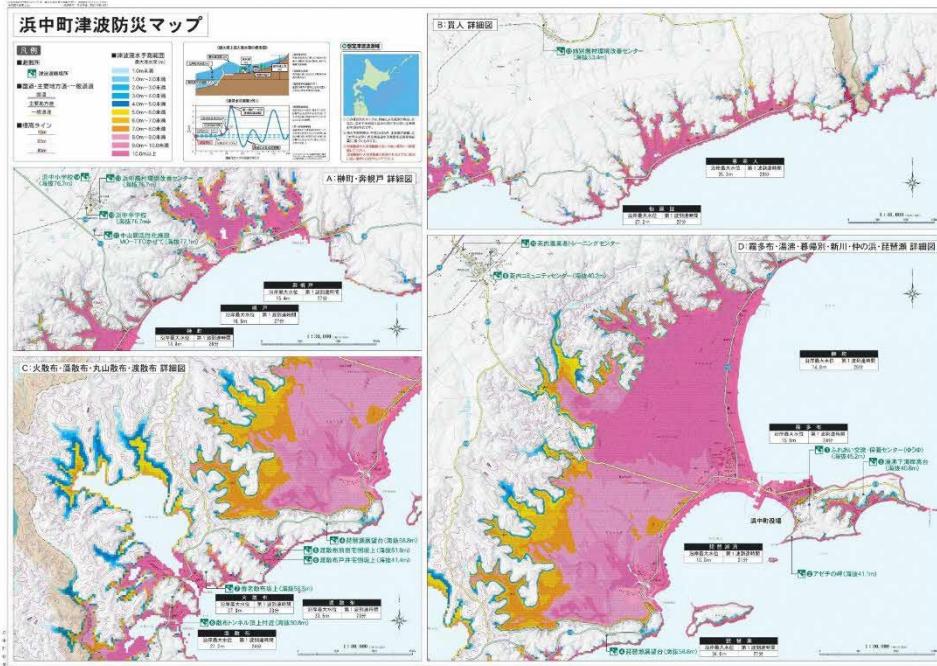
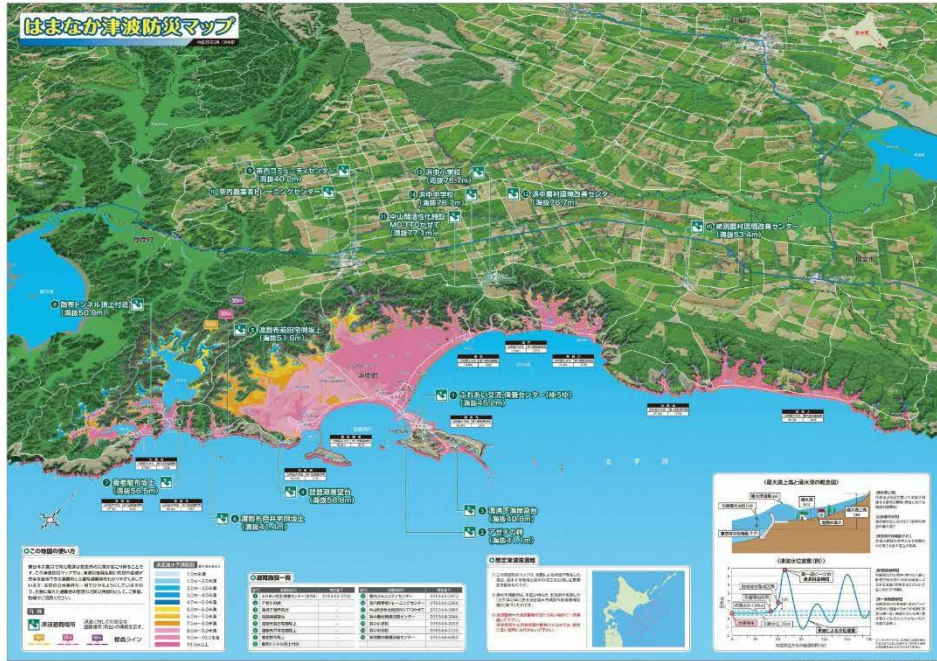
事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：はまなか津波防災マップ)

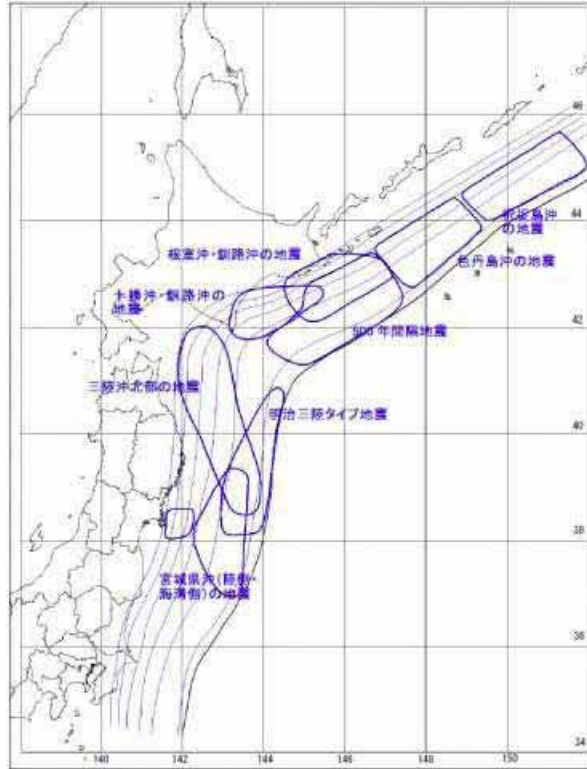
北海道では、平成 24 年 6 月 28 日に、太平洋沿岸の津波浸水予測図を改定した。その中で、浜中町は今までの「500 年間隔地震津波」の想定（火散布地区での遡上高：10.7m）を大きく上回る津波高（火散布地区 27.0m、琵琶瀬地区 34.6m 等）が公表され、町内ほとんどの沿岸最大水位が約 15m（榊町地区 14.8m～琵琶瀬地区 34.6m）を越えるとされており、琵琶瀬地区では最大 43.8m まで津波が遡上すると想定されている。



(出典：はまなか津波防災マップ)

(地震)

当町に多大な被害を及ぼすと考えられる地震として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が上げられる。平成6年10月4日の北海道東方沖地震を上回る地震・津波の規模として想定され、500年間隔地震につぐ津波の大きさとして想定されている「根室沖・釧路沖の地震・津波」の規模(震源地:根室沖・釧路沖の地震、マグニチュード8.3、震度6強、津波高6.4m)を想定する。



(出典:浜中町地域防災計画)

(土砂災害)

町内には、地すべり、急傾斜地の崩壊等による住家、道路交通等に被害をもたらす、土砂災害の危険性を持つ区域が海岸地域を中心に多数存在している。

(その他)

当町では、これまでも地震・津波による浸水等被害に見舞われてきた。直近では、平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震により、揺れは震度3で被害はなかったが、大津波警報が発表(北海道太平洋沿岸東部地域では初めて「大津波警報」が発表された)され、1960年(昭和35年)のチリ沖地震津波以降最大規模の大津波が20波以上(気象庁発表津波高:霧多布港最大2.6m)押し寄せ、港湾、漁港関連施設、協同利用施設、養殖施設、漁船、漁具、水産加工場他甚大な被害を受けた。住宅地については、改修工事中の防潮堤の一部分からの越波による床上浸水が1棟あったが、他に被害はなかった。

《過去における主な地震・津波災害記録》

発生年月日	震央地名	マグニチュード	震度	被害状況
昭和27年3月4日	十勝沖	8.1	5	死者3人、重軽傷10人、被災戸数306戸、被災人員1,856人、住宅被害流失44戸、全壊18戸、中破95戸、小破149戸、非住家被害139戸、水産関係その他被害総額263,949千円

昭和 35 年 5 月 24 日	チリ中部	8.5	無し	死者 11 人、被災戸数 534 戸、流失 151 戸、全壊 56 戸、半壊 109 戸、浸水 218 戸、非住家被害 266 戸、水産関係その他被害総額 2,111,923 千円
平成 5 年 1 月 15 日	釧路沖	7.8	6	重傷 2 人、軽傷 9 人、一般住宅破損 124 戸、港湾被害等その他被害総額 2,224,329 千円（地震による被害）
平成 6 年 10 月 4 日	北海道東方沖	8.1	6	重傷 1 人、軽傷 36 人、一般住宅大破 1 戸、一部破損 230 戸、港湾被害等その他被害総額 8,511,785 千円
平成 15 年 9 月 26 日	十勝沖	8.0	6 弱	軽傷 3 人、一般住宅半壊 1 戸、一部破損 112 戸、港湾被害等その他被害総額 657,061 千円
平成 16 年 11 月 29 日	釧路沖	4.8	5 弱	港湾被害等その他被害総額 9,800 千円（地震による被害）
平成 16 年 12 月 6 日	根室半島南東沖	7.0	5 弱	学校等その他公共施設被害総額 1,589 千円（地震による被害）
平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖	9.0	3	住宅被害床上浸水 1 棟 土木被害 79 箇所 1,010,922 千円（港湾・漁港） 水産被害 495 件 653,042 千円（漁船・共同利用施設・その他施設・漁具） 商業被害 5 件 182,130 千円（商業・工業） 公立文教施設被害 1 箇所 4,200 千円 その他 3 件 1,500 千円
平成 25 年 2 月 2 日	十勝地方南部	6.5	4	建物被害総額 11,520 千円

（出典：浜中町地域防災計画）

（感染症）

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 258 人（独自データ）
- ・小規模事業者数 210 人（平成 26 年経済センサス）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	24	15	町内に広く分散
	製造業	31	26	町内に広く分散
	卸売業・小売業	66	52	町内に広く分散
	飲食店・宿泊業	36	36	霧多布・茶内・海岸沿いに多い
	サービス業	48	48	町内に広く分散
	その他	53	33	町内に広く分散 農業・漁業含む

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

項目	年月	備考
浜中町防災会議条例	S37.12	H24.12改訂
浜中町地域防災計画	S52	
防災訓練の実施	R1.5	年1回実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料(10,000食) アルファ米、パン等
浜中町新型インフルエンザ等対策行動計画	H27.3	

#### 2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
事業継続力強化計画認定制度の周知	R2.12 予定	チラシ配布(小規模事業者向け)
損害保険への加入促進	R3.3 予定	チラシ配布(小規模事業者向け)

## 2. 課題

- ・災害発生時の当商工会と当町との連携協力について、具体的な体制や内容が整備されていない。
- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった職員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や研修が十分に行われていない。
- ・町内小規模事業者に対し、感染予防方法や、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性といった感染症対策の周知が十分になされていない。

## 3. 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ○成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標(事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	24	15	1	1	1	1	1
製造業	31	26	1	1	1	1	1
卸売業・小売業	66	52	0	1	0	0	0
飲食店・宿泊業	36	36	0	0	1	0	0
サービス業	48	48	0	0	0	1	0
その他	53	33	0	0	0	0	1
合計	258	210	2	3	3	3	3

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、津波浸水地域や事業者従業員規模を優先して策定するよう設定した。

○実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	町内小規模事業者に対し災害リスク・感染症 等リスクを認識させるとともに、事前対策と しての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に 支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行う ための職員の育成を行い、保険会社との連携 も図る	職員会議及び 勉強会の開催 保険会社と共 同で巡回指導	年1回 延3件
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に 速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4. その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年 4月 1日～令和8年 3月31日）

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

浜中町	浜中町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・昭和52年に策定した「浜中町地域防災計画」と、本計画との整合性を確認しながら、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際に、ハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する商工会報やホームページ、SNSにて本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年3月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	24	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	31	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸・小売業	66	52	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
飲食・宿泊業	36	36	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
サービス業	48	48	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
その他	53	33	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	258	210	2	3	3	3	3	2	3	3	3	3

・当商工会、当町並びに関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議（仮称）を開催し、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。

#### オ. 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、「浜中町地域防災計画」を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	浜中町商工観光課・浜中町防災対策室

#### (2) 発災後の対策

・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

#### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
（電話やメール、SNS等を活用した安否確認後、業務従事の可否、大まかな災害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当商工会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

#### イ. 応急対策の方針決定

- ・浜中町災害対策本部の方針に従い、当町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・津波警報、大津波警報が発表されたとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき	全職員
警戒	・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき ・津波注意報が発表されたとき	事務局長 経営指導員
準備	・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時	事務局長 経営指導員

・町内に震度4の地震が発生したとき

・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

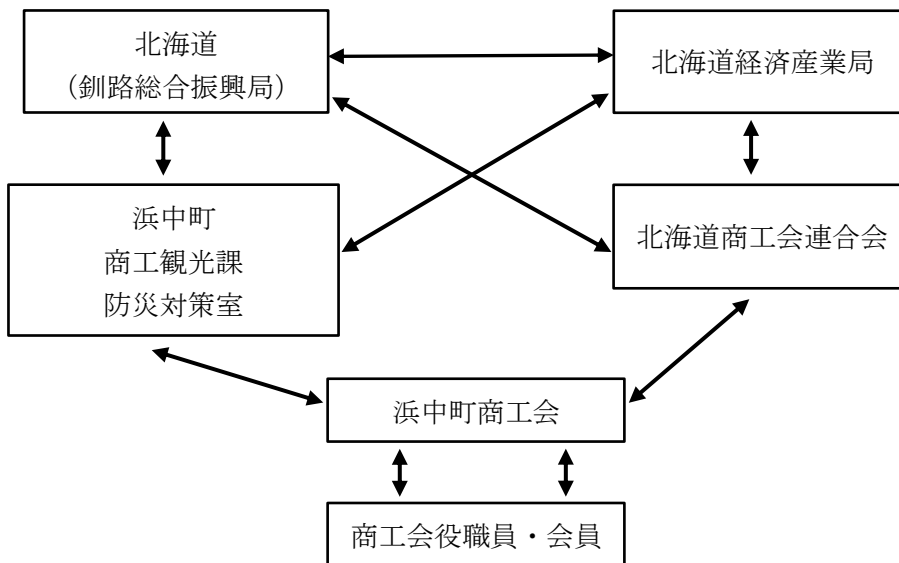
・当町で平成27年に策定した「浜中町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

**(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制**

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、釧路総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



**(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を速やかに確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、当町の施策）について、町内小規模事業者等へ



周知する。

- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

**(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援**


- ・当町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

**(6) その他**

- ・本計画は、当町・当商工会のHP及び広報誌・会報等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 5 年 4 月現在)	
<b>(1) 実施体制 (当商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/当町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/当商工会と当町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)</b>	
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 20px; padding: 10px; width: 300px; margin: 0 auto;"><p style="text-align: center;">浜中町商工会</p><p style="text-align: center;">事務局長 法定経営指導員 補助員 記帳専任職員 記帳指導職員</p></div>	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 20px; padding: 10px; width: 300px; margin: 0 auto;"><p style="text-align: center;">浜中町</p><p style="text-align: center;">商工観光課 防災対策室</p></div>
	
<b>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b>	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 野呂 政幸 (連絡先は下記 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画・立案、実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
<b>(3) 商工会、関係市町村連絡先</b>	
①商工会 浜中町商工会 〒088-1513 北海道厚岸郡浜中町霧多布東 3 条 1 丁目 1 3 番地 TEL:0153-62-2144 FAX:0153-62-2494 E-mail:hamashoko@marimo.or.jp	
②関係市町村 浜中町役場商工観光課 〒088-1592 北海道厚岸郡浜中町霧多布東 4 条 1 丁目 3 5 番地 1 (令和 2 年 1 2 月迄) 北海道厚岸郡浜中町湯沸 4 4 5 番地 (令和 3 年 1 月以降) TEL:0153-62-2111 (代表) FAX:0153-62-2229 E-mail:shokokanko@town.hamanaka.lg.jp	
<b>(4) その他</b> ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	40	40	40	40	40
・ チラシ等作成費	10	10	10	10	10
・ 防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、浜中町補助金、北海道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。